

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 ヒアリング資料

2009年6月9日 スカパーJSAT株式会社 取締役 執行役員副社長 永井 裕

総論



本とりまとめの方向性(案)に示された法体系見直しの全体的方向性については、賛同致します。

特に、見直しに当たっての3つの目的として示された、

- ① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の大括り化・簡素化
- ② 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備
- ③ 利用者・受信者の利益の保護

については、大いに賛同致します。

本日は、上記目的を実現する上で、本とりまとめの方向性(案)に補足すべきと弊社が考える事項について、以下の規律毎に意見を述べさせていただきます。

- ▶伝送設備規律について
- ▶伝送サービス規律について
- ▶コンテンツ規律について
- ▶プラットフォーム規律について
- ▶利用者利益の確保・向上のための規律について

伝送設備規律について



(1)~(4)において、取りまとめの方向性(案)が示されていますが、今後も検討を進める中で見直しをすべき事項が新たに提案されることも予想されるため、本取りまとめの方向性(案)の事項に限定されることなく、必要に応じて更なる規制緩和についても、広く検討を進めて頂くことを要望致します。

伝送サービス規律について



基本的な再編の方向性については、賛同致します。

但し、

□(1)③現行の受託放送役務に係る規律について、

「現行の受託放送制度に準じた制度を整備するに当たっては、(中略)一般の伝送サービス規律(現行の法体系では電気通信事業法)のすべての規定を適用することは不適当であり、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適当である。」

とありますが、具体的な適用範囲等について、早急に検討いただくことを要望致します。

口(3)放送・有線放送の安全・信頼性の確保について、

「(前略)放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当である。」

とありますが、当該放送の社会的影響力等を勘案した上で、個々の事業者にとって、過度な負担とならないよう規定を整備いただくことを要望致します。

コンテンツ規律について



- ロー定のメディアサービスを確保するための規律について
- (3)①イ「一般衛星放送は、(放送普及)基本計画の対象外」とすることは、多様なコンテンツ展開や事業展開が可能となることから、賛同致します。
- 口経営の選択肢の拡大について
- (3)②ア「すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能」とすることは、事業者の経営の選択肢の拡大につながることから、賛同致します。

コンテンツ規律について



口番組規律について

(3)③「その放送メディアの機能・役割を踏まえた方向性に沿って、個々の番組規律を再構成する」ことは、各放送メディアの特性にあった規律となることから、賛同致します。但し、基本計画の対象である放送であっても、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待されるような放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送の場合、個々の番組においては調和原則の適用除外等の緩和が想定されます。そうした点を踏まえると、「放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度導入」の是非については、放送事業者の意見も踏まえて慎重に検討すべきと考えます。

また、基本計画の対象でない放送については、一定数のチャンネル全体で番組準則を満たすことでも可とするような規律の緩和も検討いただくことを要望致します。

□ 表現の自由享有基準について

(3)④ア「多元性」「多様性」「地域性」の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で、必要に応じて、その緩和を検討することに、賛同致します。

特に、イ 各論で示された「基本計画の対象としない放送の表現の自由享有基準の見直し」については、所謂マスメディア集中排除原則の適用除外を含む、大幅な緩和を要望致します。

プラットフォーム規律について



有料放送管理事業に係る規律を、コンテンツ規律として位置づけても良いと考えますが、

既存の有線テレビ放送事業者や限定受信システム(CAS)サービスの提供者に加え、IP 放送や新たな地上波(マルチメディア)放送等において、新たな有料放送管理業務の提供者の登場も想定される中、

- ◇具体的にどのような規律を
- ◇どのような事業者に適用させるのか

については、慎重な検討が必要と考えます。

その上で、同様のサービスを提供する事業者には、同様の規律が適用されるよう、規律を整備いただくことを要望致します。

利用者利益の確保・向上のための規律について



有料放送に係るプラットフォーム事業者に対して、

- ▶国内受信者に対する、有料放送の役務の提供に係る料金・提供条件等を明らかにする措置
- ▶国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置
- ▶有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置

を講じ、これらの措置を含む業務の実施方針を策定・公表することを規定しているのは、放送法における有料放送管理事業に係る規律のみですが、既存の有線テレビ放送事業者や限定受信システム(CAS)サービスの提供者、IP放送や新たな地上波(マルチメディア)放送等においても、有料放送管理事業者としての同様の規律が整備されるよう、利用者保護規律を整備いただくよう要望致します。